

JRIS

鉄道車両ーエチレンプロピレンゴム絶縁 クロロプレンシースケープル

JRIS J 1018 : 2011

(JARI)

平成 23 年 3 月 3 日 改正

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

(社団法人 日本鉄道車輛工業会 発行)

日本鉄道車輛工業会規格審査会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 眞 一	財団法人研友社
(委員)	北 村 不二夫	国土交通省 鉄道局
	宮 本 昌 幸	明星大学
	近 藤 圭一郎	千葉大学
	古 関 隆 章	東京大学 大学院
	岡 本 勲	財団法人鉄道総合技術研究所
	新 井 静 男	東日本旅客鉄道株式会社
	張 替 次 雄	東京地下鉄株式会社
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	作 田 昌 弘	三菱電機株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
(顧問)	明 石 秀 二	社団法人日本鉄道車輛工業会
	井 口 雅 一	東京大学 名誉教授
(事務局)	溝 口 正 仁	社団法人日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝 孝	社団法人日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩 滝 雅 人	株式会社日立製作所
(委員)	佐 藤 公 一	川崎重工業株式会社
	白 井 努	日本車輛製造株式会社
	河 口 清	近畿車輛株式会社
	滝 田 晴 之	東急車輛製造株式会社
	尾 藤 千 秋	新潟トランス株式会社
	持 留 裕 之	三菱重工業株式会社
	島 田 富美朗	株式会社日立製作所
	石 橋 尚 之	株式会社東芝
	塩 見 省 吾	三菱電機株式会社
	尾 崎 健 一	富士電機システムズ株式会社
	潤 賀 健 一	東洋電機製造株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	藤 原 達 雄	ナブテスコ株式会社
	新 井 衛 男	日本信号株式会社
(顧問)	鈴 木 静 男	株式会社京三製作所
	田 中 眞 一	財団法人 研友社
(鉄車工委員)	手 塚 和 彦	株式会社テス
	明 石 秀 二	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝 孝	社団法人 日本鉄道車輛工業会
	宗 像 政 美	社団法人 日本鉄道車輛工業会

制 定 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会 会長
 掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ : URL ; <http://www.tetsushako.or.jp>
 発 行 者 : 社団法人 日本鉄道車輛工業会
 (〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200
 審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会
 作成委員会 : 当工業会基準整備委員会
 この規格についての意見又は質問は、当工業会にお願いします。
 なお、この規格は、原則として5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び記号	2
5 特性	2
6 材料、構造及び加工方法	2
6.1 導体	2
6.2 絶縁体	2
6.3 外部半導電層	2
6.4 遮蔽層	3
6.5 シース	3
7 試験方法	4
7.1 外観	4
7.2 構造	4
7.3 導体抵抗	4
7.4 耐電圧	4
7.5 絶縁抵抗	4
7.6 絶縁体及びシースの引張り	4
7.7 加熱	4
7.8 耐油	4
7.9 耐燃焼性	5
7.10 静電容量	5
7.11 誘電正接	5
8 試験	5
8.1 形式試験	5
8.2 受渡試験	5
9 ケーブルの曲げ半径	5
10 ケーブルの寿命及び保管期限	5
11 一般的な注意事項	5
12 製品の呼び方	6
13 表示及び包装	6
13.1 ケーブルの表示	6
13.2 包装の表示	6
13.3 包装	6
解説	7

まえがき

この規格は、2008年に固定配線用のケーブルとして制定したが、その後、車両間の渡り線に用いるケーブルも規定に追加したいとの要望があったので、主として渡り線に関わる事項の規定を追加する方法で改正案を作成し、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に則り“鉄車工規格審査会”の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JRIS “Jシリーズ” 制定の背景

日本国有鉄道が制定した鉄道に関わる規格（JRS）は、1987（昭和62）年の国鉄の分割民営化時点で、公的な効力が終了し、以後、この規格を維持管理する体制がなくなった。しかし、鉄道車両の分野においては、このJRSの規定内容を該当する仕様書又は図面中に再掲する方法で活用する例が数多くある。

そこで、鉄道車両の分野で、今後も継続して利用する可能性の高いJRSの内容は、現在の技術レベルでの見直しを行った後に、鉄車工規格として受け入れ制定・登録することとした。

この規格は、“Jシリーズ”として区分し、電線規格の体系整備のため、グループ別に区切って番号を割り当てる方法を採用している。したがって、従来のJRS番号との関連はない。

JRISは、関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成している。

この規格の“Jシリーズ”のほかに、“D”、“E”、“R”、“W”シリーズがある。

鉄道車両—エチレンプロピレンゴム絶縁 クロロprenシースケーブル

Rolling stock—Ethylene propylene insulated polychloroprene sheathed
cables

1 適用範囲

この規格は、特別高圧回路に用いるエチレンプロピレンゴム絶縁クロロprenシースケーブル（以下、ケーブルという。）について規定する。この規格が対象とするケーブルは、固定配線用及び渡り線用とする。

なお、特別高圧回路に給電される電車線の最高電圧は、国内の交流電力設備の実状に合わせて、表1を適用する。

表1—電車線の最高電圧^{a)}

単位 kV		
標準電圧	電車線の最高電圧 ^{b)}	備考
20	22	在来線交流
25	30	新幹線交流
<p>注^{a)} これらの数値は JIS E 5004-1 の表 0A “電車線標準電圧及び周波数並びにそれらの変動範囲” に合致している。</p> <p>注^{b)} 回生ブレーキ時を含め、例えば、5分を超えて継続する最高電圧（連続する場合も含む）。</p>		

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補は適用しない。西暦年を付記していない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3005:2000 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3152 すずめつき軟銅線

JIS E 5004-1:2006, 鉄道車両—電気品—第1部：一般条件及び一般規則

JRIS J 1000:2005 鉄道車両—電線及びケーブル—一般規則

JCS 0400 電線用語

注記 JCS は、社団法人日本電線工業会の規格である。

規格概要につき以下は省略する。